

**⚠️ ご注意ください!**

本年**12月2日**から  
**現行の健康保険証は  
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード  
をご利用ください**



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方  
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます



**山形県・山形県保険者協議会**

※山形県保険者協議会とは、県内の医療保険者により被保険者の健康保持増進と円滑な事業を行うために設立された団体です。